**2. 「三重県軟式野球連盟表彰規程」の改正(案)**

* **改正（案）表彰規程**

◇現行 表彰規程

**(目的)**

1. **三重県軟式野球連盟(以下「連盟」という)の事業、運営発展に寄与された役員、登録審判員及び登録加盟チーム・選手等でその功績が顕著なものを表彰する。**

**(定義)**

**第2条　この規程において、登録加盟チームとは連盟規約第3章第６条に定めるチーム会員をいう。**

**(表彰の区分・基準)**

**第3条　表彰は、次の各号に該当するものに対して行う。**

**1 功労表彰 : 連盟の役員として永年にわたり、発展に寄与し大きな功績があった者。**

**2 勤続功労表彰 : 支部の役員・審判員等として永年勤続し、功労があった者。**

**対象勤続年数は、5年以上経過した者とし、5年毎に表彰することができる。**

**3 特別表彰 : 登録加盟チーム・選手等で当該年の全国大会で優秀な成績（優勝・準優勝）を収めたもの。ただし、天皇賜杯及び国民体育大会については4位以内とする。**

**4 前３項に定めるもののほか、会長が特にその功績が顕著であるものと認めたもの。**

**(表彰の選考)**

**第4条 表彰は、連盟及び支部長より提出された推薦書に基づき、「審査・表彰・懲罰専門部会」で選考し、常任理事会の審議・承認を得て会長の認証により決定する。**

**(表彰の方法)**

**第5条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。この時、併せて功労章又は記念品を授与することができる。**

**（表彰時期）**

**第6条 表彰受賞者決定により表彰は評議員会の席上において行う。ただし、必要な場合は随時行うことができる。**

**（委　任）**

**第７条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は会長が定める。**

**附則**

**1.この規程は、昭和45年12月1日から適用する。**

**附則**

**1.この規程は、昭和47年1月1日から適用する**

**附則**

**1.この規程は平成4年3月1日から適用する。**

**附則**

**1.この規程は平成15年3月1日から適用する。**

**附則**

**1.この規程は平成30年12月15日から適用する。**

◇　三重県軟式野球連盟役員表彰規程

　第1条　この内規は、三重県軟式野球連盟（以下「連盟」）という)の行う

　　　　　役員の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

　第2条　役員の範囲は次のとおりとする。

　　　　1. 本部役員

　　　　　名誉会長、会長、副会長、理事長、常任理事、理事、

　　　　　審判部長、副審判部長、事務局長、その他の役員

　　　　2.支部役員

　　　　　会長、支部長、副支部長、理事長、常任理事、審判部長、事務局長

　第3条　役員が次の各号に該当するときは、これを表彰する。

　　　　1. 連盟の業務遂行上、功績が顕著であると認められるとき。

　第4条　表彰は、会長が表彰状及び記念品を授与して行う。

　第5条　5年表彰は、毎年1回定期に行うこととし、10年以上表彰

　　　　　及び会長が認めるときは、随時これを行うことができる。

　第6条　この内規の実施に関して必要な事項は、会長が定める。

　　　 附則

　　　　1.この規程は、昭和45年12月1日から適用する。

附則

　 １．この改正は、 昭和47年1月1日から適用する。

　　　附則

　　　 1. この改正は、平成 4年3月1日から適用する。

　　 　附則

1. この改正は、平成 15年3月1日から適用する。

P5